

【予防・介護】

訪問看護・介護予防訪問看護

重要事項説明書

契約書

個人情報使用同意書

Can Care 訪問看護ステーション

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び第 77 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことなどを事業者が説明するものです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 HGK
主たる事務所の所在地	〒666 - 0013 兵庫県川西市美園町 12 番 8 号 303
代表者（職名・氏名）	代表取締役 檜垣 明日香
設立年月日	2026 年 4 月 15 日
電話番号	072 - 744 - 7024

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	Can Care（キャンケア）訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒666 - 0013 兵庫県川西市美園町 12 番 8 号 303	
電話番号	072 - 744 - 7024	
指定年月日・事業所番号	2026 年 9 月 1 日指定	2863190514
管理者の氏名	檜垣 明日香	
通常の事業の実施地域	川西市・池田市・宝塚市・伊丹市・豊中市・箕面市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	株式会社 HGK（以下「事業者」）が設置する Can Care 訪問看護ステーション（以下「事業所」）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	・利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的にサービスを提供する。 ・事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性及び柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努める。 ・特に終末期ケア及び在宅看取り支援に重点を置き、利用者及びその家族の意思を尊重しながら、人生の最終段階を住み慣れた地域及び居宅で安心して過ごすことができるよう、24 時間対応体制のもと、疼痛管理、症状緩和、精神的支援及び家族支援を含めた質の高い訪問看護サービスの提供に努める。 ・事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。 ・指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報提供を行う。 ・前各項のほか、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）並びに法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等の基準等に関する条例（平成 24 年兵庫県条例第 4 号）その他関係法令を遵守し、適正な事業運営を行うものとする。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

1) 当事業所は、主治医が交付する訪問看護指示書および利用者様の心身の状態、生活環境、ご本人・ご家族の希望に基づいて訪問看護計画書を作成し、次のサービスを提供します。状態や希望に変化があった場合は、必要に応じて計画を見直します。

サービス	主な内容
① 健康状態の確認	体温・血圧・脈拍などの確認、病状や生活状況の確認、服薬の支援
② 療養上の世話	清潔(入浴・清拭・洗髪・足浴)・整容(髭剃り・爪切り等)・排泄・食事など
③ 医療処置・機器の管理	傷・床ずれの処置、点滴・注射、カテーテル・胃ろう・在宅酸素などの管理
④ がん・緩和ケア	痛みや息苦しさなどの症状緩和、治療や療養生活の相談、看取りの支援
⑤ リハビリ・生活支援	歩行・立ち上がりなどの支援、筋力低下・転倒予防、日常生活の支援 ※1)
⑥ ご家族への支援	介護方法や医療処置の助言、介護の不安・負担についての相談
⑦ 認知症・こころの支援	認知症状や精神状態の確認、服薬・生活リズムの支援、不安などの相談
⑧ 緊急時の対応	病状の急変時に、主治医や医療機関と連携して対応。24 時間対応契約の方は営業時間外も相談可能 ※2)
⑨ 関係機関との連携	主治医、医療機関、ケアマネジャー等と連携し、安心して在宅生活を続けることができるよう支援

※1) 理学療法士等による訪問は、主治医の指示および訪問看護計画に基づき、看護業務の一環として必要な場合に提供します。
※2) 24 時間対応は、緊急時に必ず訪問することを保証するものではなく、利用者様の状態および主治医の指示等に基づいて対応方法を判断します。

2) 看護職員の禁止行為

- 看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。
- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
 - ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
 - ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
 - ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体 を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
 - ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他 迷惑行為

5. 事務所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで ※ 土日祝、12 月 31 日～1 月 3 日は休業
営業時間	午前 9 時から午後 6 時
サービス提供日	日曜日～土曜日
サービス提供時間	24 時間 年中無休 ※ 緊急契約をご利用の方の場合

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 1 人、非常勤 2 人	理学療法士	常勤 0 人、非常勤 0 人
准看護師	常勤 0 人、非常勤 0 人	作業療法士	常勤 0 人、非常勤 0 人
保健師	常勤 0 人、非常勤 0 人	言語聴覚士	常勤 0 人、非常勤 0 人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、お申し出ください。

管理責任者の氏名	檜垣 明日香
----------	--------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「利用料総額」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として利用料総額の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問看護の利用料

【要介護】

<看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	利用料総額 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照		
		自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
20分未満（訪看Ⅰ1）	3420円（314単位）	342円	684円	1026円
20分以上30分未満	5130円（471単位）	513円	1026円	1539円
30分以上1時間未満	8964円（823単位）	897円	1793円	2690円
1時間以上1時間30分未満	12286円（1128単位）	1229円	2458円	3686円

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

サービスの内容	利用料総額 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照		
		自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
20分（訪看Ⅰ5）	3202円（294単位）	320円	640円	960円
40分（訪看Ⅰ5）	6404円（588単位）	640円	1280円	1920円
60分（訪看Ⅰ5・2超）	8659円（795単位）	865円	1730円	2597円

（注1） 利用料総額は、地域別加算（5級地 10.70円）および介護職員等処遇加算（月の総単位数に対して1.8%の加算）を含んだ概算表記となります。以下すべての表は、利用料総額を含んだ料金で表記しています。厚生労働大臣が告示で定める単位数に応じた金額であり、これが改定された場合は、これら利用料総額も自動的に改訂されます。なお、その場合は、書面でお知らせします。

（注2） 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

※ 以下の要件を満たす場合、上記の利用料金に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		利用料総額	利用者負担金		
			自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
夜間・早朝・深夜加算	夜間(18 時～22 時)又は早朝(6 時～8 時)にサービス提供する場合	上記利用料総額の 25%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
	深夜(22 時～翌朝 6 時)にサービス提供する場合	上記利用料総額の 50%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
複数名訪問加算Ⅰ	1 回あたり 30 分未満	2766 円 (254 単位)	277 円	554 円	830 円
	1 回あたり 30 分以上	4378 円 (402 単位)	438 円	876 円	1314 円
複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助と 1 回あたり 30 分未満の訪問看護を行った場合(1 回につき)	2189 円 (201 単位)	219 円	438 円	657 円
	看護師等が看護補助者と 1 回あたり 30 分未以上の訪問看護を行った場合	3452 円 (317 単位)	346 円	691 円	1036 円
長時間 訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して 1 時間 30 分以上の訪問看護を行った場合(1 回につき)	3267 円 (300 単位)	327 円	654 円	981 円
訪問看護 初回加算(Ⅰ)	退院日に初回訪問を行った場合(初回訪問月のみ)	3812 円 (350 単位)	382 円	763 円	1144 円
訪問看護 初回加算(Ⅱ)	退院(所)した翌日以降に初回訪問を行った場合(初回訪問月のみ)	3267 円 (300 単位)	327 円	654 円	981 円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき 1 回(特別な管理を必要とする者の場合 2 回)に限り)	6535 円 (600 単位)	654 円	1307 円	1961 円
緊急時訪問看護加算 (Ⅰ) (訪問看護ステーション)	以下の基準の全てに適合する場合 1. 利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある 2. 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が行われている	6535 円 (600 単位)	654 円	1307 円	1961 円
緊急時 訪問看護加算(Ⅱ) (訪問看護ステーション)	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)の 1. に該当するものであること。 ★当ステーション該当	6252 円 (574 単位)	625 円	1250 円	1875 円
訪問看護 特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合 (1 月につき)	5446 円 (500 単位)	545 円	1090 円	1634 円
訪問看護 特別管理加算Ⅱ		2723 円 (250 単位)	273 円	545 円	817 円
訪問看護 専門管理加算 (月に 1 回)	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	2723 円 (250 単位)	273 円	545 円	817 円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2723 円 (250 単位)	273 円	545 円	817 円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合(死亡月に 1 回)	27231 円 (2500 単位)	2724 円	5447 円	8170 円
遠隔死亡診断 補助加算	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の死亡診断加算を算定する利用者	1633 円 (150 単位)	164 円	327 円	490 円
介護職員等 処遇改善加算	月の総単位数に対して 1.8%が加算	各利用料に 1.8%加の加算を含んでいます。			

(2) 介護予防訪問看護の利用料

【要支援】

＜看護師による訪問の場合＞ ※ 費用総額は、介護職員等処遇改善加算を含んだ概算表記です。

サービスの内容 1 回あたりの所要時間	利用料総額 ※(注 1) 参照	利用者負担金 ※(注 2) 参照		
		自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
20 分未満 (予防看 I 1)	3300 円 (303 単位)	330 円	660 円	990 円
20 分以上 30 分未満 (予防看 I 2)	4912 円 (451 単位)	492 円	983 円	1474 円
30 分以上 1 時間未満 (予防看 I 3)	8648 円 (794 単位)	865 円	1730 円	2595 円
1 時間以上 1 時間 30 分 (予防看 I 4)	11872 円 (1090 単位)	1188 円	2375 円	3562 円

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護＞

サービスの内容	利用料総額 ※(注 1) 参照	利用者負担金 ※(注 2) 参照		
		自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
20 分 (予防看 I 5)	3093 円 (284 単位)	309 円	618 円	927 円
40 分 (予防看 1 5)	6187 円 (568 単位)	618 円	1237 円	1856 円
60 分 (予防看 I 5・2 超)	4558 円 (426 単位)	455 円	911 円	1367 円

(注1) 上記の利用料総額は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら利用料総額も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料総額を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

- ・ 理学療法士等の訪問は訪問看護訪問回数超過等減算で 1 回につき 8 単位減算されます。
- ・ 理学療法士等が利用開始日に属する月から 12 月超の利用者指定介護予防訪問看護を行った場合 1 回につき更に 15 単位減算されます。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		利用料総額	利用者負担金		
			自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
夜間・早朝、深夜 加算	夜間（18 時～22 時）又は早朝（6 時～8 時）にサービス提供する場合	上記利用料総額の 25%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
	深夜（22 時～翌朝 6 時）にサービス提供する場合	上記利用料総額の 50%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が 30 分未満の介護予防訪問看護を行った場合（1 回につき）	2766 円 (254 単位)	277 円	554 円	830 円
	同時に複数の看護師等が 30 分以上の介護予防訪問看護を行った場合（1 回につき）	4378 円 (402 単位)	438 円	876 円	1314 円
複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と 30 分未満の介護予防訪問看護を行った場合（1 回につき）	2189 円 (201 単位)	219 円	438 円	657 円
	看護師等が看護補助者と 30 分以上の介護予防訪問看護を行った場合（1 回につき）	3452 円 (317 単位)	346 円	619 円	1036 円
長時間 訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して 1 時間 30 分以上の介護予防訪問看護を行った場合（1 回につき）	3267 円 (300 単位)	327 円	654 円	981 円
予防訪問看護 初回加算（Ⅰ）	退院（所）した日に初回訪問を行った場合（初回訪問月のみ）	3812 円 (350 単位)	382 円	763 円	1144 円
予防訪問看護 初回加算（Ⅱ）	退院（所）した翌日以降に初回訪問を行った場合（初回訪問月のみ）	3267 円 (300 単位)	327 円	654 円	981 円
予防訪問看護 退院時共同指導加算	退院又は退所につき 1 回（特別な管理を必要とする者の場合に限り）	6535 円 (600 単位)	654 円	1307 円	1961 円
介護予防訪問看護 緊急時介護予防 訪問看護加算（Ⅰ） （訪問看護ステーション）	以下の基準の全てに適合する場合 1. 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある 2. 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が行われている	6535 円 (600 単位)	654 円	1307 円	1961 円
介護予防訪問看護 緊急時介護予防 訪問看護加算（Ⅱ） （訪問看護ステーション）	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）の 1. に該当するものであること。 ★当ステーション該当	6252 円 (574 単位)	625 円	1250 円	1875 円
予防訪問看護 特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1 月につき）	5446 円 (500 単位)	545 円	1090 円	1634 円
予防訪問看護 特別管理加算Ⅱ		2723 円 (250 単位)	273 円	545 円	817 円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合（1 月に 1 回に限り）	2723 円 (250 単位)	273 円	545 円	817 円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合（1 月に 1 回に限り）	2723 円 (250 単位)	273 円	545 円	817 円
介護職員等 処遇改善加算	月の総単位数に対して 1.8%が加算	各利用料に 1.8%加の加算を含んでいます。			

- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。
また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院又は退所するに当たり、主治医その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が90分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（60分以上90分未満）に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算（Ⅰ）は、二人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。）が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算（Ⅱ）は、看護師と看護補助者（訪問看護師指導の下に訪問看護事業所に雇用され看護業務の補助を行う従事者である。資格は問わない。）
- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に加算します。
- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に限ります。特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する利用者に対して指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。
 - ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
 - ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
 - ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
 - ④ 真皮を超える褥瘡の状態にある者
 - ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者に対して、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡された場合を含む。）は、死亡月に加算します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。月の総単位数に対して1.8%が加算となります。
- ※ 主治医（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

(3) 交通費について

自宅へ訪問する際の交通費は、距離に関わらず不要です。

(4) 通常のサービス提供範囲を超える保険外の費用（全額、自己負担）

※ 営業時間内：9時～18時／時間外：6時～9時・18時～22時／深夜帯：22時～6時

サービスの種類・内容	利用料（カッコ内は税込み金額）	
1. 長時間の訪問看護サービス 訪問看護提供時間が1時間30分を超えた場合の 時間延長 ※保険内で2時間までの長時間利用が可能な 一部例外あり	営業時間内 30分毎	2000円 (2200円)
	時間外 30分毎	3000円 (3300円)
	深夜帯 30分毎	4000円 (4400円)
2. 緊急対応訪問看護サービス 介護保険による緊急時訪問看護加算または医療保険 による24時間対応体制加算を契約していない利用者 で緊急訪問した場合	営業時間内 30分毎	5000円 (5500円)
	時間外 30分毎	6250円 (6875円)
3. 保険適応外の訪問で保険を使わない、使えない場合 入院中の外泊・外出時の訪問等	深夜帯 30分毎	7500円 (8250円)
4. 死亡時の看護 死亡後のお遺体のお世話（エンゼルセット含む）	1回	20000円 (22000円)

※ 病状・サービス状況によりお受けできない場合もありますのでご了承ください。

※ 複数名での訪問のご利用料金は50%増し料金になります。（4を除く）

(5) キャンセル料について

当日又は連絡のないキャンセルについては、注意喚起を行った上で3回以上キャンセルが続く場合は、キャンセル料（3000円）を請求することがあります。ただし、急な入院、容体急変、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

(6) 支払い方法

上記（1）及から（3）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、口座引き落としによりお支払いください。口座引き落としが難しい場合は、ご相談ください。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、翌月中旬頃に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の26日（祝休日の場合は直前の平日）に、指定する口座より引き落とします。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の中旬ごろ（休業日の場合は直前の営業日）現金でお支払いください。

(7) 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	看護師 檜垣 明日香
-------------	------------

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③虐待防止のための指針の整備をしています。

④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(8) 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- | | |
|----------|--|
| (1) 切迫性 | 本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。 |
| (2) 非代替性 | 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。 |
| (3) 一時性 | 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。 |

(9) 秘密の保持と個人情報の保護について

1, 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	
①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。	
②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。	
③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。	
④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。	
2, 個人情報の保護について	
①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。	
① 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。	
② 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）	

(10) 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	全国訪問看護事業協会 訪問看護事業者総合保障制度
補償の概要	業務の遂行に伴い利用者やその家族等にケガや財物損壊時が生じた際の補償

(11) 身分証携行義務

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(12) 記録の整備

指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

(13) 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を年1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(14) 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(15) サービス提供に関する相談、苦情について

① 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講ずるものとする。

本事業所は、提供した指定訪問看護（介護予防訪問看護）に関し、法第23条の規程により市町村が行う文書その他物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員から質問もしくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

本事業所は、提供した指定訪問看護（介護予防訪問看護）に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

【事業所の窓口】 Can Care 訪問看護ステーション 相談・苦情受付責任者：檜垣 明日香	所在地：兵庫県川西市美園町 12 番 8 号 303 電話番号：072 - 744 - 7024 FAX 番号：072 - 744 - 7034 受付時間：午前 9 時～午後 6 時
【市町村（保険者）の窓口】 川西市 福祉部 介護保険課	所在地：川西市中央町 12 番 1 号 市役所 1 階 電話番号：072 - 740 - 1148 受付時間：午前 9 時～午後 6 時
【市町村（保険者）の窓口】 池田市 福祉部 高齢者政策推進室 介護保険課	所在地：池田市城南 1 丁目 1 番 1 号 池田市役所 2 階 電話番号：072 - 754 - 6228 FAX 番号：072 - 752 - 9785 受付時間：午前 9 時～午後 5 時
【市町村（保険者）の窓口】 宝塚市 健康福祉部安心ネットワーク推進室 介護保険課	所在地：宝塚市東洋町 1 番 1 号本庁 1 階 電話番号：0797 - 77 - 2136 FAX 番号：0797 - 71 - 1355 受付時間：午前 9 時～午後 5 時
【市町村（保険者）の窓口】 伊丹市 健康福祉部 地域福祉室 介護保険課	所在地：伊丹市千僧 1 - 1 市役所 1 階 電話番号：072 - 784 - 8037 FAX 番号：072 - 784 - 8006 受付時間：午前 9 時～午後 5 時
【市町村（保険者）の窓口】 豊中市 福祉部 長寿社会生活課	所在地：豊中市中桜塚 3 - 1 - 1 市役所第二庁舎 3 階 電話番号：06 - 6858 - 2837 FAX 番号：06 - 6858 - 3146 受付時間：午前 9 時～午後 5 時
【市町村（保険者）の窓口】 箕面市 健康福祉部 高齢福祉課	所在地：箕面市萱野 5 - 8 - 1 電話番号：072 - 727 - 9505 FAX 番号：072 - 727 - 3539 受付時間：午前 9 時～午後 5 時
【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地：神戸市中央区三宮 1 - 9 - 1 - 1801 電話番号：078 - 332 - 5617 FAX 番号：078 - 332 - 5650 受付時間：午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分

(13) 訪問看護サービス内容の見積もりについて

・このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 訪問看護計画を作成する者

氏名 檜垣 明日香 （連絡先：072 - 744 - 7024）

(2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

曜日	訪問時間	サービス内容	介護保険の有無	利用料	利用者負担金額
月			有・無		
火			有・無		
水			有・無		
木			有・無		
金			有・無		
土			有・無		
日			有・無		
1 週間の利用料、利用者負担額（見積もり）合計額				円	円

(3) 1 カ月あたりのお支払い額（利用料・利用者負担額、その他費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から 1 カ月以内とします。

※ 利用負担金は、次のように分かります。

- (1) 訪問看護に係る利用者負担金（費用全体の 1 割～ 3 割※保険の負担割合によって異なります。）
指定難病受給者証をお持ちの方は、限度額までの利用料金となります。そのほか、公費等により負担額が異なる場合もあります。
- (2) 通常のサービス提供範囲を超える保険外の費用（全額、自己負担）
なお、特定加算及び（2）の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ同意を得なければならないこととされています。

訪問看護利用契約書

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、関係法令、本契約、重要事項説明書及び訪問看護計画に従い、利用者の心身の状態及び生活環境に応じて、可能な限り居宅で自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身機能の維持・回復及び生活の質の向上を目指して訪問看護サービスを提供します。
- 2 サービスの内容、利用日、利用時間、費用その他必要な事項は、重要事項説明書及び訪問看護計画等に定めます。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結日から利用者の要介護・要支援認定、医師の訪問看護指示書その他サービス利用に必要な資格・指示の有効期間満了日までとします。
- 2 期間満了日の7日前までに利用者又は事業者から書面による終了の申出がない場合、本契約は同一条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（訪問看護計画の作成・変更）

- 1 事業者は、主治医の指示及び居宅サービス計画（ケアプラン）等に沿って訪問看護計画を作成し、利用者又は家族等に説明して同意を得たうえで交付します。
- 2 事業者は、利用者の状態、希望、主治医の指示又はケアプラン等に変更がある場合、必要に応じて利用者等と協議し、訪問看護計画を変更します。

第4条（主治医等との連携）

- 1 事業者は、サービス開始に当たり主治医の指示書を受け、必要に応じて訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医へ提出します。
- 2 事業者は、利用者の療養に必要な範囲で、主治医、ケアマネジャー、医療機関、薬局、介護・福祉サービス事業者、行政機関その他の関係者と連携します。

第5条（サービスの内容）

- 1 事業者は、訪問看護計画に基づき、病状・健康状態の観察、清潔・排泄・食事等の療養上の世話、医師の指示による医療処置、服薬支援、リハビリテーション、認知症・精神面の支援、終末期の看護、家族への支援・相談、関係機関との連絡調整その他必要な訪問看護を提供します。
- 2 事業者は、サービス内容について、利用者又は家族等に分かりやすく説明します。

第6条（訪問看護師等）

- 1 事業者は、看護師その他法令上認められた従事者を派遣します。担当者の選任は事業者が行います。
- 2 利用者は、正当な理由がある場合、担当者の交替を申し出ることができます。事業者は、サービス提供に支障のない範囲で配慮します。
- 3 担当者の体調不良、勤務体制その他やむを得ない事情により、事業者は担当者を変更することがあります。

第7条（利用日時・内容の変更）

- 1 利用者は、やむを得ない事情がある場合、事前に事業者へ連絡することにより、利用日時又は内容の変更を申し出ることができます。
- 2 訪問看護指示書、保険給付の範囲、職員体制その他の事情により希望どおりの変更ができない場合は、双方で代替方法を協議します。

第 8 条（利用料金等）

- 1 利用者は、重要事項説明書に定めるところにより、介護保険、医療保険その他の制度に基づく自己負担額及び保険給付対象外の費用を支払います。
- 2 利用者の居宅でサービス提供に必要となる水道、電気、ガス、電話、衛生材料等の費用は、別段の定めがある場合を除き利用者の負担とします。
- 3 事業者は、利用料金その他の費用を請求する場合、請求書及び明細を交付します。支払方法及び支払期日は重要事項説明書に定めます。

第 9 条（料金の変更）

- 1 法令、診療報酬・介護報酬その他公定価格の改定又は物価・運営状況の変化により料金を変更する場合、事業者は変更内容と理由を事前に説明し、重要事項説明書等により通知します。
- 2 利用者が変更後の保険給付対象外料金に同意できない場合は、第 22 条に基づき契約を解約できます。

第 10 条（キャンセル）

- 1 利用者は、利用予定日の前営業日までに連絡することにより、サービスを中止又は変更できます。
- 2 当日又は連絡のないキャンセルについては、注意喚起を行った上で 3 回以上キャンセルが続く場合は、キャンセル料（3000 円）を請求することがあります。ただし、急な入院、容体急変、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

第 11 条（保険資格等の確認）

- 1 利用者は、健康保険、介護保険、公費負担医療、限度額適用その他サービス利用又は負担額に関する資格情報を提示し、変更又は新規申請があった場合は速やかに事業者へ知らせます。
- 2 必要な届出の遅れ等により保険給付を受けられない場合、利用者は法令及び重要事項説明書に基づく費用を負担することがあります。

第 12 条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、サービスの提供ごとに日時、内容、利用者の状態その他必要事項を記録し、利用者又は家族等から求めがあった場合は内容を説明します。
- 2 記録の保存期間は、関係法令及び事業者の規程に従います。利用者は、事業所の営業時間内に、法令上認められる範囲で自己に関する記録の閲覧又は写しの交付を求めることができます。写しの交付に要する実費は利用者の負担となる場合があります。

第 13 条（緊急時の対応）

- 1 サービス提供中に病状の急変その他緊急事態が生じた場合、事業者は速やかに主治医、家族、救急機関等へ連絡し、必要な措置を講じます。
- 2 利用者又は家族等は、緊急連絡先、主治医及び希望する対応方針に変更があった場合、速やかに事業者へ知らせます。

第 14 条（事故発生時の対応・損害賠償）

- 1 事業者は、サービス提供により事故が発生した場合、利用者の救護、家族・主治医・行政その他関係先への連絡、原因確認、再発防止その他必要な措置を講じ、経過を記録します。
- 2 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体又は財産に損害を与えた場合、事業者はその損害を賠償します。ただし、事業者に責任がない場合又は利用者側の事情が損害の発生・拡大に影響した場合は、その限り又は責任の範囲を合理的に調整するものとします。

第 15 条（秘密保持・個人情報の取扱い）

- 1 事業者及び従事者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を第三者へ漏らしません。

この義務は本契約終了後も継続します。

- 2 個人情報の利用目的、利用範囲、第三者提供等は、個人情報使用同意書及び事業者の個人情報保護方針に定めます。事業者は、サービス提供に必要な範囲を超えて個人情報を利用しません。
- 3 生命・身体の保護、法令に基づく場合その他本人の同意を得ることが困難であり法令上認められる場合は、必要最小限の情報を提供することがあります。

第 16 条（虐待防止・権利擁護）

- 1 事業者は、利用者の人格及び意思を尊重し、虐待の発生又は再発を防止するため、指針の整備、研修、担当者設置その他必要な措置を講じます。
- 2 虐待が疑われる場合、事業者は利用者の安全を確保し、法令に従って市町村等へ通報又は相談します。

第 17 条（身体的拘束等の禁止）

- 1 事業者は、利用者又は他者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 2 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、態様、時間、利用者の心身の状況及び理由を記録し、可能な限り利用者又は家族等へ説明します。

第 18 条（ハラスメント等への対応）

- 1 利用者、家族等及び事業者の双方は、暴力、暴言、威圧、セクシュアルハラスメント、差別的言動、過度な要求その他安全なサービス提供を妨げる行為を行わないものとします。
- 2 当該行為が認められた場合、事業者は複数名での訪問、訪問方法の変更、関係機関への相談その他必要な対策を講じます。改善が見込めず、サービス提供の継続が著しく困難な場合は、利用者の療養に配慮しつつ契約を終了することがあります。

第 19 条（感染症・災害等への対応）

- 1 感染症、地震、風水害、交通遮断その他事業者の責めに帰すことのできない事情により通常どおりのサービス提供が困難な場合、事業者は利用者の安全と緊急度を踏まえて、日時・内容・方法の変更又は一時中止を行うことがあります。
- 2 事業者は、業務継続計画等に基づき、関係機関と連携し、可能な範囲で必要な支援の継続又は代替手段の確保に努めます。

第 20 条（苦情・相談）

- 1 事業者は、利用者又は家族等からの相談・苦情を受け付ける窓口を設け、迅速かつ誠実に対応し、内容及び対応経過を記録します。
- 2 利用者は、事業者の窓口のほか、市町村、国民健康保険団体連合会その他重要事項説明書に記載された外部窓口へ申し立てることができます。苦情の申立てを理由として不利益な取扱いを受けることはありません。

第 21 条（利用者の協力義務）

- 1 利用者及び家族等は、安全かつ適切なサービス提供のため、健康状態、生活状況、服薬、医療処置、感染症、住環境、緊急連絡先等の必要な情報を事業者へ伝え、可能な範囲で協力します。
- 2 利用者は、従事者の身分証提示を求めることができます。

第 22 条（利用者からの解約）

- 1 利用者は、事業者に申し出ることにより、いつでも本契約を解約できます。原則として 7 日前までの申出にご協力ください。
- 2 入院、施設入所、急な転居、事業者の契約違反その他やむを得ない事情がある場合は、直ちに解約できます。

第 23 条（事業者からの契約終了）

- 1 事業者は、正当な理由がある場合、原則として 30 日前までに理由を記載した書面で通知し、利用者の療養に支障が生じないよう、主治医、ケアマネジャー及び関係機関と連携して引継ぎ等に努めます。
- 2 利用料金の支払いが相当期間遅延し、相当の期間を定めて催告しても支払われない場合、重大な契約違反、従事者の生命・身体に危険が及ぶ行為、信頼関係を著しく損なう行為等によりサービス継続が困難な場合、事業者は事情に応じて本契約を終了できるものとします。ただし、緊急性、利用者の病状及び代替支援の確保に十分配慮します。

第 24 条（契約の当然終了）

- 1 次の各号のいずれかに該当した場合、本契約は終了します。
- 2 利用者が死亡した場合。
- 3 利用者が長期入院又は施設入所し、居宅での訪問看護再開の見込みがない場合。
- 4 利用者が通常の事業実施地域外へ転居し、事業者によるサービス提供が困難となった場合。
- 5 事業者が廃止、指定取消その他の理由によりサービスを提供できなくなった場合。
- 6 その他、双方が書面で合意した場合。

第 25 条（反社会的勢力の排除）

- 1 利用者及び事業者は、自ら又は関係者が暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力に該当せず、これらを利用しないことを相互に確認します。
- 2 相手方がこれに違反し、安全な契約関係の継続が困難な場合、相手方は催告なく本契約を解除できるものとします。

第 26 条（協議事項）

- 1 本契約に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者が誠意をもって協議のうえ定めます。

第 27 条（裁判管轄）

- 1 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、法令上認められる範囲で、事業者の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

附則 2026 年 9 月 1 日施行

《要支援・要介護》

訪問看護サービス契約・重要事項説明・個人情報利用同意確認書

訪問看護サービスの提供にあたり、事業者は利用者およびその家族に対し、「訪問看護サービス契約書」、「重要事項説明書」および「個人情報の利用について」の内容を説明しました。

重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
---------------	---	---	---

【事業者】

所在地	兵庫県川西市美園町 12 番 8 号 303
法人名	株式会社 H G K
代表者名	檜垣 明日香
事業所名	Can Care 訪問看護ステーション
説明者名	

私は、事業者から「訪問看護サービス契約書」、「重要事項説明書」および「個人情報の利用について」の説明を受け、その内容を確認しました。

その上で、訪問看護サービスの利用契約を締結し、サービスの提供を開始することに同意します。また、「個人情報の利用について」に定める利用目的および利用範囲について説明を受け、その内容に同意します。

【利用者】 住 所 _____

氏 名 _____

【利用者家族】（又は法定代理人）

住 所 _____

氏 名 _____

本人との続柄 _____